

育児休業等の取り組み

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 3 月 1 日～

2. 内容

目標 1：女性従業員の産前産後休業、育児休業の取得推進、そして復職しやすい環境整備

<対策>

- 2026 年 3 月～ 該当従業員に資料を渡し個別に制度の説明をする。100%復帰を目標として環境を整える。

目標 2：小学生就学前の子をもつ従業員が看護休暇や所定外労働を免除できる所定外労働の制限の制度と取りやすい環境整備

<対策>

- 2026 年 3 月～ 制度に関するパンフレット、ポスター等を社内掲示板に提示する。

目標 3：計画期間中の男性の育児休業取得

<対策>

- 2026 年 3 月～ 各制度の導入、出生時育児休業制度及び小学就学前の子を療養する制度の資料を作成し該当従業員に配布個別説明。